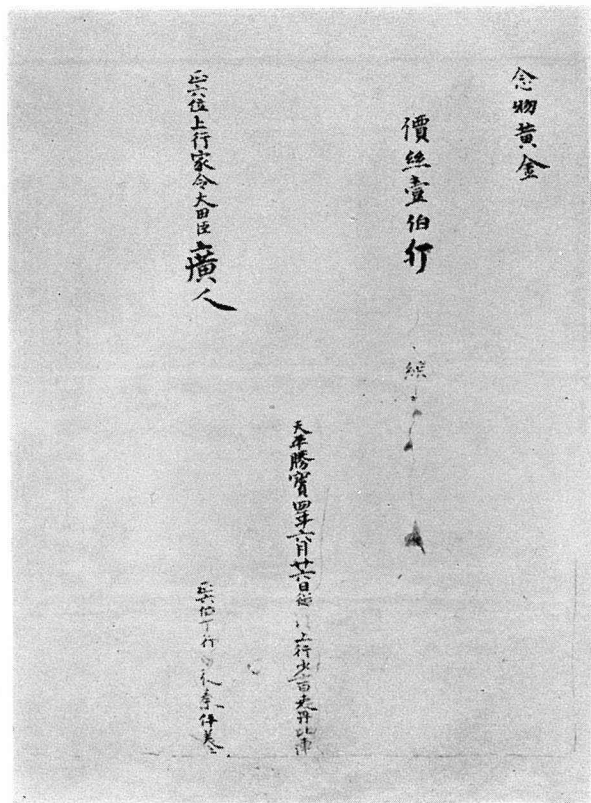
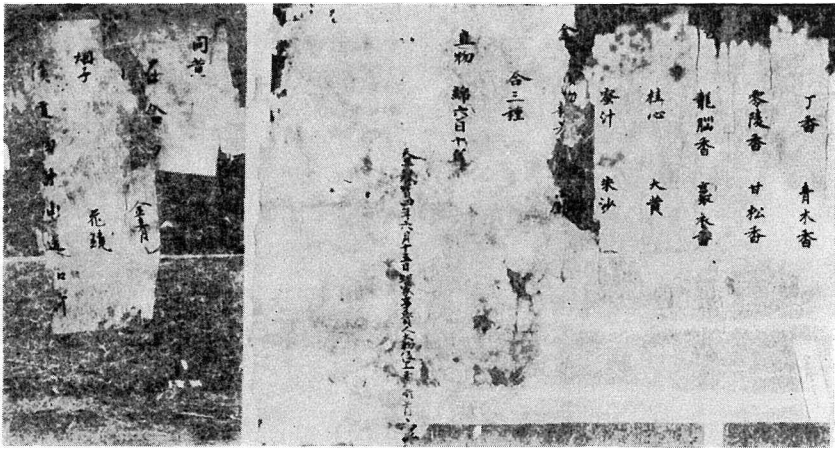


2 同 右 (断片)



1 正倉院鳥毛立女屏風下貼文書 (影写)



3 買物申請帳・買物解 (正倉院文書)



4 飯高嶋口買物解 (尊經閣文庫所藏文書)

鳥毛立女屏風下貼文書の研究

——買新羅物解の基礎的考察——

東野 治之

【要約】 正倉院蔵の鳥毛立女屏風には、下貼に天平勝宝四年の反故文書が用いられている。この文書は、買物申請帳・買新羅物解などとして公刊されている正倉院文書と同類のものであつて、本来はすべて同じ屏風の下貼をなしていた。これらの買物関係文書は、勝宝四年の新羅使節がもたらした交易品を買うにあつて貴顕から大蔵省又は内蔵寮に提出されたもので、廃棄後、内蔵寮から、同じ中務省被管の内匠寮又は画工司に払下げられ、屏風の下貼に転用されたと考えられる。なお下貼には、中務省図書寮から払下げられたかと推測される文書断片もある。文書から知られる交易品の内容は、大別して唐及び唐を中継地とする南海方面の物産と、新羅の特産品となり、八世紀代から新羅人が東シナ海方面で貿易活動を行っていたことが知られる。新羅の特産品が含まれていることとあわせて、新羅との交渉が外来文化摂取の上に果たした役割は、改めて注目する必要があるであろう。

史林五七卷六号 一九七四年一月

一 は じ め に

正倉院の鳥毛立女屏風は、奈良朝の数少ない本格的な絵画としてよく知られている。この絵については従来から様式・技法・材質・モチーフ等に亘る詳細な研究・調査がなされ、貼付された鳥毛から我国での制作品であること、樹下に人物を配するこのような図様は中国・西域を経てベルシャ・アフガニスタン・インドにまで溯ることなどが明らかにされてきた。ところでこの屏風の価値を高いものとしている一つの理由は、本屏風第五扇下貼の反故文書にみえる日付から、その製

作年代の上限をほぼ天平勝宝四年頃におさえうる点である。しかしながらこの反故文書については、しばしば言及されるにも拘らず、その内容や性格にはあまり注意が払われていない。この文書の性格を明らかにすることは、屏風の製作事情を明確にする手掛りとなるばかりでなく、写経所や造東大寺司の文書を中心とする正倉院文書とは系統を異にした、奈良時代文書の具体例を加えることにもなり、一度は試みられてよい仕事であろうと思う。私見によれば、現在正倉院や尊経閣文庫に蔵されている一連の新羅物購入に関する文書などは、この屏風の反故文書と一類で、下貼からだとみるべきものである。ここにそれらを総合し、新たに検討を加えてみることにしたい。

① 島田修二郎「鳥毛立女屏風」(正倉院事務所編『正倉院の絵画』所収)他。

② 「昭和28」30年正倉院御物材質調査(書院部紀要第八号、一九五六)。

③ 秋山光和「鳥毛立女図の姉妹たち」(ミュージアム一〇四、一九五九)。

④ 延喜内匠寮式の用語では、「中張」というべきようであるが、今は慣用に従う(二一注④参照)。

⑤ 『大日本古文書』(三)五七八～五八一頁、同(四)四四～五二頁。なお以下の記述では『大日本古文書』を大日古と略称する。

二 下貼文書と買新羅物解

鳥毛立女屏風の下貼文書については、古く昭和四年刊行の『正倉院御物図録』(二)に主な断片の内容が収録されているが、別に零細な断片をも含めた正倉院事務所撮影の写真があり、それによって内容・形態のおよそを知ることができる(口絵及び挿図)。後に文書1217～2027として掲げたのがその積文である。^③

零細な断片は暫く措き、従来から知られていて内容にもまとまりのある勝宝四年六月廿六日付文書(第五層下貼)についてみると、首部は欠けているが、内容的には次のような特徴がみられる。

- (一) 天平勝宝四年六月の日付がある。
- (二) 黄金の購入に関するもので、その価を糸・綿で注している。
- (三) 「念物」という特殊な語がみえる。



第五扇下貼文書の原位置

(四) 貴頭の家令が署名している。
ところでこれと類似の特徴を有する一群の文書が、正倉院・尊経閣文庫に分蔵されている。『大日本古文書』（編年）に「買物申請帳」「買新羅物解」などと名付けて収められている文書がそれである。^④『大日本古文書』に未収の断片や重出している文書もあるので、写真を参照して整理の上、本稿の末尾に収録しておいた（以下ではこれらの文書に言及する場合、その通し番号をあげる）。

これらの文書は、天平勝宝四年六月中旬～下旬の日付を有し、その内容は、香料・薬物・顔料・染料・金属・器物・調度などの品目を列挙して、その価値を絶・絹・糸・綿で記したものである。文書の一つ一つが、上記の特徴のすべてを備えているわけではないが、全体としてよく合致するところがあり、下貼文書と同種のものであることは多言を要さないと思われる。

このうち9には、「以前、可買新羅物并儲価如前、謹解」の語があり、新羅からの舶載品を買うに先だって、その品目と価値を報告した文書であることが明らかである。他の文書も明記はないが、9と同じ意味をもつもので、記載の品物は新羅よりの舶載品と解してよいであろう。^⑥それは文書に共通して現れる品物が少なくないことや、我国に産しない品物のみえることから推定できるが（第四節に詳述）、また57121415

にみえる「念物」という語もその一証となる。この語は、正倉院蔵の花氈・色氈の隅に貼られた麻布小片の墨書にも

「行卷韓舎佃花氈」

念物得追丐」

「紫草娘宅紫称毛」

念物糸乃綿乃得

追丐 今綿十五斤小

長七尺 広三尺四寸」

とみえる。^⑦この墨書の文は本格の漢文ではなく、「韓舎」などの語からみて新羅の文字と鑑せられている。^⑧念物の語義は未詳であるが、この特殊な語のみえる上記の文書は、確かに新羅の品物に関係するものといえるであろう。

これら同種の文書は、屏風下貼文書と無関係に伝来したのであろうか。私はこれらもやはり元来は鳥毛立女屏風の下貼であったと考える。

一体1〜25の文書(屏風下貼の12 17〜20を除く)は、現在尊経閣文庫にあるものも、その内容からみて、もと正倉院に蔵されていたことは疑いない。ところで正倉院に文書本来の形で伝来した古文書は、ほとんどすべて写経所乃至造東大寺司・東大寺に関わる文書であって、たまたま中央官司や国・郡衙の文書が存する場合も、反故文書が写経所や造東大寺司で裏面を二次的に使用された結果である場合が多い。^⑩上記の文書は、このような正倉院文書の中にあつて明らかに異質の文書といえる。これらの文書の内容が、写経所や造東大寺司・東大寺と関係するものでないことはいうまでもなからう。またこれらには裏面を二次的に使用されたあとが全くみとめられない。かえてこれらの文書には、以下のような外形的特徴がみうけられる。即ち1と11の一部のように、異なる二つの文書が切断して貼継がれたり、15のように、一つの文書であっても切断されたものがあり、切断されていないものについても、5 9 11 14などに典型的にみられる通り、傷みの部分が

単なる虫損や破れとは考えられぬ状況を呈している(図③)。今回幸いに尊経閣文庫蔵の七点につき、直接実物を調査できたが、これらにも正倉院文書統修後集所収の文書と同じように、多数の縦皺と、虫損・破損ではなく湿気によるかと思われる特殊な傷みが観察された(図④)。514を除く各片には、糊跡とみられる茶褐色の附着物も認められる。統々修正倉院文書などには、題籤付の軸に一件書類を貼り継いだ卷子の帳簿をみかけるが、これらの買物解に関する限り、そのような形で伝存したと想定することは無理である。むしろ、上述の所見からみて、これらは文書の内容と無関係に上下左右に切り貼りされ、何かの下貼となっていた可能性が極めて濃厚であるといわなければならない。

その器物は、次に述べるような点を勘案すれば、やはり鳥毛立女屏風であったと考えられる。即ち先述の通り、文書の内容は下貼の断片と全く共通しており、しかも1621と25の断片などは、下貼からでた17と20の断片と酷似した損傷具合を示している。また奈良時代の屏風は、屏風の骨に張った麻布に、下貼の紙を直接糊貼しているが、これは文書に糊の痕跡のあるのともよく合致するのである。ただ文書のすべてが一扇の下貼であったわけではなからう。本屏風の一扇は、縦約一三六cm、横約五六・五cmで、横につないだ紙を更に縦方向に五段ついで絵が画かれている。第五扇の場合、下貼文書12の寸法は未詳であるが、比率からみて現存部分だけでも横約20cmに近く、このような大きさの文書を用いるとすれば一扇につき一〇枚をさほどこえることはあるまい。買物解にはこれより長いものがまみられることや、後にふれるように買物解以外の文書も下貼に用いられていたことを考慮すれば、最低二〇通近くある買物解が第五扇のみにはられていたとは思われず、他の扇に用いられていた文書も含まれているとすべきであろう。

ひるがえって鳥毛立女屏風の伝来をながめてみると、詳細はわからないが、元禄六年の開封記録に、鴨毛屏風十二枚(鳥毛篆書屏風・鳥毛貼成文書屏風をさす)と共に修理されたとみえる「観音之絵屏風」がこれに当るようである。鳥毛篆書屏風・鳥毛貼成文書屏風などは、元禄・天保両度の修理によって、現在は装幀まですべて新補材となっている。鳥毛立女屏風もこれらの例にもれなかったことは、表具が天保度の仮表具で、絵にも第六扇をはじめこの時の補筆が多いことから明

らからである。その下貼も早くから現れていたものがあつたらしく、寛政四年に南都をおとずれた屋代弘賢などは反故文書の存在に気付いていたようなふしがあるが、遅くとも天保の修理時には大部分が新材に替えられた。もとより推測の域でないが、はがされた下貼が、文書の断片であることによって他の文書類と共に別に保存され、明治八年以後、東京浅草文庫における正倉院古文書の整理に際し、続修後集の一巻としてまとめられたと考えられる。尊経閣文庫蔵のものは、明治一五年以前に前田家に入っていた徴証があり、恐らく浅草文庫における整理の過程で流出したものであろう。明治二五〜三七年の間に発見された第五扇の下貼文書は、天保度の修理に剝離を免がれた当初の下貼の一部とみられる。以上のよう

① 『正倉院御物図録』(第四二図解説。ただその釈には誤りがある。なお以下の記述では『正倉院御物図録』を御物図録と略称する。

② 『正倉院の絵画』挿図六〇八。但し影写本を含む(この影写は文書発見時になされたものであろう)。

③ 27は、『正倉院の絵画』挿図では図版の範囲外になっていてみえないが、筆者が正倉院事務所より頒布をうけた焼付では、左端にあらわれている(三頁挿図)。

④ 一―注⑤参照。正倉院のものは続修後集四三、尊経閣文庫のものは尊経閣古文書纂三、雑纂文書のうち編年文書の部に取められている。

⑤ 続々修四七―四の雑帖中に、同類の断片があり、その一部は大日古(四一四五頁に「東大寺使解」として取められているが、なお未収のものがある。

⑥ 従来、これらの文書が一括して新羅関係のものであることを正面から指摘した論考は、鬼頭清明「新羅と日本の貿易」(『セミナー』朝岡保史)一、一九六九を除いてない。既に自明のこととされているのかも知れないが(例えば小学館『日本文化大系』(3)九一頁写真解説、一方に平城京の市での買物とするような見解もみられ(井上薫『日本古代の政治と宗教』一三八頁)、鬼頭氏にも細かい論証はないの

で、以下の本文にその根拠を示しておく。

⑦ 書院部紀要第三号図版一八。

⑧ 藤田亮策「青丘遺文」(『朝鮮学論考』所収)。

⑨ 同右。

⑩ 岸俊男「籙帳備考二題」(『国史論集』上所収)、皆川完一「光明皇后願經五月一日経の書写について」(『日本古代史論集』(B)所収)、吉田孝「律令時代の交易」(『日本経済史大系』(一)所収)。地方の文書が下貼に転用されて残った例として、南倉の鳥兜の場合がある。拙稿「正倉院蔵鳥兜残欠より発見された奈良時代の文書と墨画」(『ミュージウム』二七八号、一九七四)。

⑪ 尊経閣文庫蔵の文書について、他に目についた点をあげておく。(一)原因は不明であるが、7914には、明瞭な変色のあとがある(境目は直線状)。(二)25710の下辺に焦跡がある。この焦跡は裏打にも及んでいるから、これら一連の文書に裏打がなされた後の新しいものである。10の焦跡は、近年の修理で切断された。(三)10の左下辺にみられる小片は、10本来のものではない。(四)2に記入された員教の文字は、他の文字と墨色が異なり、本文が書かれた後の記入と考えられる。(五)27には、日付の後に墨付の痕跡らしきものがある。解説は不可能である。

- ⑫ これも残存の文字からみて買物解の一部であることはまちがいない。
- ⑬ 溝口禎次郎「奈良時代の屏風製作に就て」(考古学雑誌一五巻八号、一九二五)。延喜内匠寮式にみえる屏風の製作材料をみて、下張の麻布の上に中張の紙を貼ったことが知られる。なお鳥毛立女屏風が同様な状態であることについては、山崎一雄「正倉院絵画の技法と材質」(正倉院の絵画)所収、別図1(透過写真)参照。
- ⑭ 延喜内匠寮式では、鳥毛立女屏風と寸法のほぼ等しい五尺屏風一帖につき、六五・五〇枚の中張紙を計上している。一帖は六扇である(寧楽遺文「四五八頁」から、この場合も一扇一〇枚強の割合である)。
- ⑮ 「正倉院御開封記草書」(続々群書類従雑部所収)。この屏風のこと、天保四年の開封時に記された「正倉院御宝物目録(同上書所収)」にも、絵屏風二十四枚のうち「但内六枚観音像」とみえる。現存の屏風に観音像を描いたものはなく、六枚という員数よりみても、鳥毛立女屏風が、白衣観音像との連想から、こう呼ばれたものと考えられる。
- ⑯ 『正倉院宝物』北倉・解説七二、八〇。
- ⑰ 奈良帝室博物館『正倉院御物目録北倉』(御物図録(二)第四三図解説)。
- ⑱ 「寺社宝物展覧目録」(続々群書類従雑部所収・「道の幸」(孔版、加藤諱校訂)によると、柴野栗山・屋代弘賢らは、寛政四年十二月、東大寺において出蔵別置されていた鴨毛屏風を実見した。鴨毛屏風は書画両様數十枚あり、画の方には天平勝宝三年十月の文字があったという。ここにいう鴨毛屏風が、鳥毛篆書屏風と鳥毛貼成文書屏風のみをさすのでないことは明らかであり、しかも「鴨毛屏風書画両様なり、いづれも紙に墨がきして、鴨の毛を粘りたるが、年ふりておちうせ、墨がきのみ残り」(『道の幸』)とあることからすれば、残りは鳥毛立女屏風であったとしなければならぬであろう。前記の日付は、現存しない下貼か、もしくは現存の下貼文書の日付を読み誤ったものではあるまいか。なお現存の羊牛麋獺屏風には同一年月の墨書があるけ

れども、屏風の材質が異なり、弘賢がこの墨書を云ったとは考えにくい。また寛政七年刊行の藤貞幹「好古小録」には鴨毛屏風・鴨毛屏風画のことがみえ、日付の文字にも言及しているが刊行年紀よりみても、栗山・弘賢らの調査結果を正確に伝えたものであろう。弘賢と貞幹の親好は、『道の幸』にもみえる。

- ⑲ 続修後集の整理は、明治八年から十五年の間になされた。皆川完一

「正倉院文書の整理とその写本」(『続日本古代史論集』(中)所収)参照。

- ⑳ 尊経閣文庫主事飯田瑞穂氏のお話としては、買物解七通が前田家に入った経過は不明のようである。ただこれらの文書には、左のような墨書のある包紙が付属している。

「孝謙天皇御宇
天平勝宝四年諸買物記録 八枚
明治十五年二月七日 横山政和
「明治十五年三月金沢々来ル分」(雑纂編年

古珍書
自一番至七番」

天平勝宝四年六月御買上品目録解文七通
飯田氏の御教示によれば、横山政和は前田家に仕えた人物である。八通とあるのが、現存の文書の他別に一通あったものか、二片に別れた文書を二通と教えたものかは明らかでない。

- ㉑ 帝室博物館で宝物修繕に関係した溝口禎次郎氏は、明治四五年に発表した「正倉院御物中の絵画につきて」(考古学雑誌二一〇)の中で、「竊に正倉院整理掛にて修理の際屏風を解体したるに、天平勝宝四年の古文書を裏張反古中に発見し得た」と述べている。この「正倉院整理掛」とは、明治二五・三七年にかけて置かれていた宮内省正倉院御物整理掛をさす(『東京国立博物館百年史』参照。明治五年の小杉楳郎「寧楽の宝庫」では、「この絵は必ず天平ごろのものにして」と述べるだけであるから、下貼文書の発見はおそらくこの頃より後であろう。

三 下貼文書の性格と伝来経路

それではこれらの文書はどのような事情で屏風の下貼とされるに至ったのであろうか。

現存の下貼文書の中心をなす買物解は、既述のように、新羅の物品を購入するについてその予定品目と価直を注申した文書である。それらの日付が勝宝四年六月に集中するのは、同年における新羅使節の来朝と無関係ではない。続日本紀同年閏三月己巳(二十二日)条によると、新羅王子金泰廉・貢調使大使金暄以下七百余人が大宰府に至ったことがみえ、大仏開眼をはさんで六月己丑(十四日)に拝朝している。使節は六月丁酉(二十二日)、大安寺・東大寺で礼仏し、七月戊辰(二十四日)、難波館において物を賜わったのを最後に続紀からみえなくなるから、これ以後まもなく帰国したのであろう。買物解の日付は、ほぼこの使節の上京期間と符合する。

この頃の新羅使は、外交使節である反面、商賈としての性格を備えていた。内藤雋輔氏や末松保和氏は、新羅使の人数が天平後半からにわかには増えはじめることに注目し、新羅使節の来朝目的に貿易が大きな比重を占めはじめた徴とされている。^① 続日本紀神護景雲二年十月甲子(二十四日)条によれば、

賜左右大臣大宰綿各二万屯、大納言諱・弓削御淨朝臣清人各一万屯、從二位文室真人淨三六千屯、中務卿從三位文室真人大市・式部卿從三位石上朝臣宅嗣四千屯、正四位下伊福部女王一十屯、為買新羅交関物也

とあって、新羅と交易するため、左右大臣以下に大宰府の綿が支給されていることからみても、この推測は正しいと思われる。^② 平安初期の例によると、唐・新羅との交易は、大法官使ならびに王臣家の使者が大宰府に派遣されて行われたが、景雲二年に特に大宰府の綿を賜わったのは、大宰府に交関用の財源を儲備しておくことが、同様な事情から便利であったためであろう。天平十年・同十四年など、使節が大宰府で暫く滞在したのち放還されたような場合でも、貢調使とは認定せられなかっただけで、あながち交易がなされなかったとはいえない。勝宝四年には使節入京のことがあり、事情はやや

異なるけれども、交易が双方の関心事であったことは、ほぼまちがいないであろう。買物解は、新羅使のもたらした交易物を私的に購入しようとする人々によって提出されたものと考えられる。

これらの買物解の提出者は、ほぼ五位以上の貴族であったようである。署名部分の残る126810111213についてみると、肩書不明の10を除き、他の七通には、知家事資人・右大舍人・事業・左大舍人・家令・従・少書吏・散位寮散位が署名している。糸・綿の支出額からしても、彼ら自身が購入申請者である可能性はほとんどない。当時は四品以上の親王及び三位以上の臣に家令以下の職員を置くことが許され、資人・事業は五位以上の臣と中納言以上に賜う定めであった。^⑤ 資人・事業・家令の場合、真の申請者は、その本主たる五位以上の有位者と解される。

問題は、大舍人や散位寮の散位であって、これらの地位にあるものは、官人予備軍として諸官司の雑事務に従事する例が多く、^⑥ 彼らが官司の買物を代行したと考えられないでもない。^⑦ しかしそのような理解は次のような理由から、やはり不相当と思われる。即ち、のちにも詳述するとおり、政府関係の交関ならば、私人に先だち、大藏省・内藏寮によって行われるはずであり、また、買物の内容も、私の買物であることが明らかかな1511と差がないからである。大舍人や散位は、何らかの関係で、特定の家の買物申請を代行したとみるべきであろう。その主は、家司を置く地位にはなかったとしても、購入品を他と比較すれば、やはり四位・五位程度の地位にはあったとしなければならぬ。

渤海や唐商人との交易に関する後代の法令には、王臣家の使者が禁を犯して交易することを難じたものが多い。^⑧ 10に「文奉飯高嶋□」とあるのは、この人物が本主に替って文案をなしたことを示すと思われるが、上述の人々も単に文案をなしただけでなく、交易の実務に携わったのであろう。

一方、直接買物解の提出者として名のみえる小槻山君広虫・大石（欠名）・中臣伊勢連大津の三名は、みな五位以上の有位者で、一応申請者本人と考えても差支えない位置にある。^⑨

このように買物解の大部分は、貴族の家から提出されたとみなされるが、特定の家に結びつけることのできるものは、

思いの外稀である。その中にあって12のみは藤原北家の提出になるものと考えることができる。この文書に家令として現れる太田広人は、勝宝六年三月と同八年五月の北家牒に正六位上行家令として見え、溯っては天平十二年七月の啓に、北家の資人と考えられる石村布勢麻呂と連署しているから、勝宝四年六月当時、既に北家の家令であったとみてよからう。ただ勝宝四年当時の北家は従三位永手の時代であって、少書吏を置くにふさわしい二位の有位者は存しなかった。この点疑問は残るが、或いはそれは、房前が死後正一位左大臣を追贈された事実に関係するのであろうか。房前の家には、上にもふれたように、その死後も資人がおかれていたらしい。房前は不比等の息として、不比等なきのちの朝廷に重きをなした功臣の一人であり、死後、右大臣の相当位階正二位に准じて家司を置くことが許されたとしても不自然ではないように思われる。

さて次に問題になるのは、買物解の提出先である。その場合、蕃客との交関に関する律令ならびに式の規定は一応の手掛りとなる。

まず律令では、関市令蕃客条に、蕃客が初めて関に入った日に、その所有物を検すべきことが見え、同令官司条と律には、官司に先だつて私的に交易することが禁ぜられている。これらの令条については、令義解にもほとんど注釈はなく、他に関連する条文もないので詳細は不明であるが、近年の発見にかかる古本令私記には、蕃客条について「乙云、蕃客^方□物、始日檢校□教者」、官司条について「□官司未估価之前、私市交莫為也」という注がある。古本令私記の注釈は、全く現実を無視したものとはいえないので、いまこれを参考にすれば、蕃客の所有物とはいっても、主として「方物」即ち貨物の掌握がはかられ、交易については、価格管理がなされたと考えることができる。これは、唐令の規定や平安初期の新羅交関物に関する政令からも類推できることであり、常識的にみても、貿易の管理をたてまえとするからには当然のことといえる。

一方官が交易する際の手続きについては、延喜大藏省式に、

凡蕃客来朝応交関者、丞録史生率蔵部備長等赴客館、与内蔵寮共交関、訖録色目申官、其価物、東繩一百疋、調綿一千屯、銭冊貫文、若有残者同申返上、

とあるのが注意される。蕃客との貿易は、大蔵省と内蔵寮によって行われたのである。

このように政府が先買権をもって貿易管理を行う以上、政府としては私人の買物についても、直接事にあたる大蔵省又は内蔵寮において、その内容を把握しておく必要があったであろう。記載に繁簡の差はあるけれども、現存の買物解は、大体においてこの目的に資するため官に提出せしめられたのではないかと推測される。貴頭の買物解の提出先として、中央官司以外の対象は考えにくいこと、買物解には、「以前応買物色并価直物等数申送如件」(10)とか「申請応買物事」(11)などとあって、交関の前に購入予定品目と価を注申する形になっていること、10の末尾に別筆で「以六月廿四日勘定」とある如く、注申内容が監査されていることなどは、この推測を支持するであろう。

ただその提出先が大蔵省であったか内蔵寮であったかは、にわかに決めにくい。いまはそれを指摘するにとどめ、ここで下貼の中にある買物解とは別種の文書についてみておこう。

先にも少しくふれたが、第五扇には、勝宝四年の買物解の他に、27にあげた断片が存する。これは、「麻紙」という文字から察すると、おそらく続修後集四三に買物解の断片と交って貼付されている26の断片に対応する文書であろう。双方を併せ考えると、内容は用紙又は経論の種類・巻数などに関するようである。一般の正倉院文書と異なって、皇后宮職・東大寺の写経所文書である可能性はほとんどないが、それ以外でこのような文書の作製される場所を考えるとすれば、内典外典の校写・装潢を職務とした図書寮か、寺院・貴頭の宅にあった写経所があげられる。買物解の方は官に提出されたとみられるので、強いていえば出所は図書寮の可能性が高いであろう(たとえ寺院・貴族の写経所の文書としても、図書寮などの官庁宛と思われる)。ただ文書の内容があまりに零細で、出所を確定する決め手はなく、当面の問題を解決する有力な手掛りとはなしえない。そこで視点をかえて、屏風の製作場所を検討してみることとしたい。

屏風の下貼に、官に提出された買物解の反故が使用されていることは、屏風の製作が、中央の官司で行われたことを物語るであろう。反故文書が全く私的な場所へ払下げられるとは考え難いからである。また一般的にみて、文書を払下げた機関と払下げを受けた機関との間には何らかのつながりのあることが多い。たとえば皇后宮職の反故文書が、その管下の写経所ひいてはその後身たる金光明寺・東大寺の写経所で使用された事実や、不用となった東大寺関係の各種の公文書が、安都雄足や下道主といった官人とのつながりで、造東大寺司による石山院造営の際二次的に利用された如きはその好例である。²³ このように考えてみると、鳥毛立女屏風の製作場所を追及することによって、文書の提出先についても示唆をうる可能性がある。

奈良時代の中央官司のうち、どこが屏風の製作などに関与したかは明証がない。しかし延喜内匠寮式によると、内匠寮が工人を統率して屏風を製作しており、屏風絵やその他の装飾画もここで仕上げられたことが知られる。内匠寮は、神亀五年八月、中務省に置かれた大宝令制にない官司で、その職員には「雑色匠手」が含まれていた。²⁴ 天平十七年八月十七日付の内匠寮解²⁵によると、金銀銅鉄手・木石工瓦齒角匠手・織錦綾羅手・織柳箱手・国工・造菩薩司匠などの存在が確認できる。画師・画工が配属されるようになったのは、大同三年における画工司の廃止統合以後であろうが、奈良時代にあっても屏風本体の製作や表具などはここで行われたとみて差支えはなからう。屏風絵や装飾画には、おそらく画工司の画師・画工が参加したものと思われる。従って鳥毛立女屏風が官営工房の製作品とすれば、関係する官司は、中務省の内匠寮・画工司とみることができるとする。

ここに想起されるのは、先に買物解の提出先の一候補とした内蔵寮や、26・27の帰属すべき官司として想定した図書寮が、内匠寮・画工司と共に中務省に属することである。文書の保管先と屏風の製作場所という二方面からの推定が、期せずして中務省の被管官司に結びついてくるのは偶然として却けられぬ側面をもつ。この関係からすれば、下貼の買物解と写経関係の文書は、夫々内蔵寮と図書寮で反故とされた後、同じ中務省被管の内匠寮又は画工司に払下げられたと判断すべき

ように思われる。

一体平安初期の例によると、渤海使節などのもたらした貨物を交関する際、中心となって事进行处理しているのは内蔵寮である。^②内蔵寮の機能は平安初期に拡充をみたので、この状態がそのまま奈良時代にもあてはまるとはにわかにはいえないが、少なくとも同寮が交関の実務に関与したであろうことは疑いない。買物解の提出先そのものは、或いは大蔵省であったかも知れないが、それらが内蔵寮に転送されることは充分予想できよう。

これに関連して注意しておきたいのは、内匠寮や画工司が、造物に必要な材料の支給を通じて、内蔵寮・図書寮などと関係を有していたことである。即ち画工司は、顔料や紙を大蔵省・内蔵寮・図書寮から受けるたてまえであった。^③内匠寮は令外官であるので、推測の他はないが、金属その他の材料を貯備していた徴証があり、画工司の場合と同様に考えてよいと思われる。この点よりみても、内蔵寮や図書寮から、内匠寮・画工司のいずれかに反故文書が払下げられるという推定は不自然でなからう。

上記の考察から導かれた事実をまとめると次のようになる。

- (一) 鳥毛立女屏風第五扇の下貼には、買物解と経論の書写に関する文書が使用されている。
- (二) 買物解は、正倉院と尊経閣文庫に分蔵されている勝宝四年の買新羅物解と同種の文書であって、これらの文書も、元来鳥毛立女屏風の下貼となっていたものである。
- (三) 買物解は、勝宝四年六月の新羅使入朝に際し、貴顕の家から、購入予定の新羅物の種類・価値を注して大蔵省乃至内蔵寮に報告した文書と考えられる。
- (四) これらの文書は、その後内蔵寮から、同じ中務省被管の内匠寮に反故として払下げられ、そこで製作された鳥毛立女屏風の下貼に転用された。^④
- (五) 経論の書写に関する文書は、おそらく本来図書寮の文書であって、買物解と同様の経路をたどって屏風の下貼にな

ったと考えられる。

この結果に大過ないとすれば、下貼文書(買新羅物解)の性格を明らかにしうるだけでなく、鳥毛立女屏風そのものについても、それが官営工房の作品であることを推定できる。従来この屏風については、漠然と画工司の画師の筆になる作品などと考える説もあったが、その根拠は明らかでなかった。この屏風が勝宝期の官営工房の作品とみられることは、他に確かな作例がないだけに、当代の絵画・工芸技術を考える上に大きな意義をもつものと思う。

- ① 内藤富輔「新羅人の海上活動について」(朝鮮史研究)所収、一九二八、末松保和「日韓関係」(旧版岩波講座『日本歴史』、一九三三)のち『日本上代史管見』に再録。なお勝宝四年の新羅の上表文には使節の数を三七〇余人とするのに、實際来朝した人員が七百余人であったのも、商人の参加を示唆する。天平十五年以後、新羅使がしばしば調(みつき)の称をやめて「土毛」などにかえた一面には、貿易を優先させる意図があったとみるべきであろう。
- ② 続日本紀の同年同月庚午の条に、「賜二品井上内親王大宰綿一万屯」とあるのも、甲子条と同じ意味の措置であろう。
- ③ 三代実録仁和元年十月廿日条及び森克巳「日宋貿易の研究」七六頁。
- ④ 続紀天平十年正月是月・同六月辛酉、天平十四年二月戊寅(三日)・同月庚辰(五日)の各条。
- ⑤ 家令職員令・軍防令給帳内条・続紀養老三十二年十二月庚寅条。知家事は令その他に規定をみないが、家令に准ずる職である。渡辺直彦「家令について」(日本歴史二〇一号、一九六五)参照。
- ⑥ 井上薫「トネリ制度の一考察」(『日本古代の政治と宗教』所収)。
- ⑦ 鬼頭清明前掲論文。
- ⑧ 注③所掲の外、天長五年正月二日官符・延喜三年八月一日官符(類聚三代格所収)。
- ⑨ 小槻山君広虫は、采女出身の女官、天平八年の内侍司藤(大日古)八頁)に、粟太采女従八位上として初見する。
大石は、勝宝二年正月乙巳に正六位上から外従五位下に叙せられた大石村主真人か(『日本古代人名辞典』②)。
中臣伊勢連大津は、文書では中臣の「中」が欠け、「臣」がかりうじて判読できる。平城宮跡で、養老・神龜の年号をもつ木簡とともに出土した木簡に「従八位上伊勢直大津」とあるのはこの人らしく(平城宮出土木簡概報⑤)六頁)、天平十九年十月丙辰に中臣伊勢連の姓を賜わり、勝宝元年五月戊辰に外従五位下となっている(続日本紀)。なお木簡については、鬼頭清明氏の御教示を得た。
買物申請者に関連して附言すると、不明のものの中には、寺院から提出された文書が含まれている可能性もある。しかし後述のように、これらの文書は官司宛と考えられるから、寺院提出の文書であれば、牒の形式をとるのが普通であろう。下貼文書では、知られる限りみない解の形をとっている。
- ⑩ 大日古(3)六四八・(4)一〇四・(4)一八三頁。
- ⑪ 大日古(7)四九一頁。
- ⑫ 大日古(2)一七〇頁。
- ⑬ 12の署名にみえる□従は、必ずしも一品・一位家にのみ置かれる大

従又は少従と解さなくてよい。勝宝五年八月及び十二月の大納言藤原家藤に「家従」の称呼がみえる（大日古(3)六四六頁、(4)九七頁）。

⑭ 藤原不比等の場合も、死後資人が存置されていた。統紀神亀四年十月甲戌条。

⑮ 延喜三年八月一日官符（三代格所収）所引。

⑯ 「唐招提寺 古本令私記並びに音義断簡について」（奈良国立文化財研究所年報一九七二）

⑰ 同右。

⑱ 開元廿五年の関市令には左の規定があったと考えられる（仁井田陞『唐令拾遺』七一五頁）。

諸外蕃与縁辺互市、皆令互官司校、（中略）市易之日卯後、各将貨物畜産、俱赴市所、官司先与蕃人対定物価、然後交易。

⑲ 天長八年九月七日官符（三代格所収）に、「商人来着、船上雜物、一色已上、簡定適用之物、附駅進上、不適之色、府官檢察、遍令交易、其直貴賤、一依估価」とある。他に統後紀承和八年二月戊辰条参照。

⑳ ただ貨物の検校は、交易のみを目的とてなされたものではなからう。

㉑ このような書入れのあるのは一例だけであるが、現存の文書は、首尾又はそのいずれかを切断されているものが多く、他にもあった可能性はある。二丁注⑩の五にとりあげた墨付は、この書入れとの関係も

考えられよう。

㉒ なお実際には交易が行われたのは、買物解の日付の下限、六月廿六日より後であろう。

㉓ 吉田孝前掲論文。勿論正倉院文書中の籍帳公文類のように、中央官司から直接には被管関係のない写経所・造東大寺司へ払下げられたものもある。

㉔ 統紀神亀五年八月条。

㉕ 大日古(2)四五八頁。

㉖ 類聚国史卷一〇七、大同四年八月廿八日格（三代格所収）。

㉗ 統日本後紀承和六年十月癸酉、三代実録貞観十四年五月廿日、同元慶七年五月七日の各条。

㉘ 類聚国史卷一〇七、職員令集解内蔵寮条。

㉙ 職員令集解図書寮・内蔵寮・画工司の各条。

㉚ 天平六年造物所作物帳（大日古(1)五五四～五五五頁）。

㉛ 廃棄の時期は、公式令文案条を参考すると、一応三年後の勝宝七年頃という線が浮かぶが、所謂石山紙背文書の例などからすると、一年程度を経て廃棄されることも充分考えられる。吉田孝前掲論文三四一頁参照。

㉜ たとえば角川書店版『世界美術全集』日本(3)図版解説。

四 新羅交関物の内容

以上によって、文書の伝来と屏風の製作事情はほぼ明らかにできたと思う。しかしそれとは別に、先述の一群の買物解は、当時の舶載品の実態を窺う資料として、まことに興味深い内容をもっている。従来あまり詳しくとりあげられたこともないので、ここではその内容について基礎的な整理を行ない、新羅の交易活動の性格についても二・三の事実を指摘し

*1 備考欄に用いた略号は左の通り。

法(天平十九年法隆寺資財帳)、大(同大安寺資財帳)、称(勝宝八歳東大寺献物帳—国家珍宝帳)、葉(同上—種々葉帳)、法猷(勝宝八歳法隆寺献物帳)、屏(同東大寺献物帳—屏風花毘帳)、法東(宝字五年法隆寺東院資財帳)、阿(景雲元年東大寺阿弥陀悔過院資財帳)、西(宝亀十一年西大寺資財帳)、北・中・南(『正倉院御物目録』北倉之部、中倉之部、南倉之部)。

なお品名は同じでも、材質等に相違があるかも知れない場合は、() 付で掲げた。

*2 原文は「薑」に作るが、「薑」「薑」通用の例が多いので「薑」と表記した。大日古(三)三一・三七・四八・六八・六九・八三頁他参照。

*3 「密」にはビンの音があり、「密抜」も畢抜と同じものをさすと考えられる。

以下種類別に検討しよう。

香料 香料には何種類かを混合したものと単一のものがある。単一の香料は、次に掲げるようにすべて中国南部・西部、東南アジア・インド・アラビア等に産するものばかりである。^①

薰陸香 アラビア南部・東アフリカ

青木香 中国南部・インド

丁香 モルッカ群島

藿香 中国南部・インドシナ

零陵香 中国南部

甘松香 インド

沈香 中国南部・東南アジア・インド

龍腦香 マレイ・スマトラ

一方、裏衣香は、甘松香・白檀・丁香・沈香など数種の香をあわせて賦香・保存の用に備えたもの。渡辺武氏の研究^②によると、正倉院に現存する裏衣香の処方は、唐代の薬方書、千金翼方によっている。千金翼方や外台秘要方には、別に薰衣香や衣香といった調合香の処方^③のせられており、買物解にみえる同名の香はこれに当ると考えられる。雑香や薰香とい

うのも一種の調合香であろう。阿弥陀悔過院資材帳には、「薰香四倍—衣香—一霏香」があげられている。

薬物 産地をみると、香料と同様、中国南部・東南アジア・西域・インド産の薬物が少なくない。^④

呵藜勒 中国南部・インドシナ

桂心 中国南部・東南アジア・インド

宋縱容 中国西部・北部

畢拔 ペルシャ

芒消 中国西部・北部^⑤

しかしそれに混って、麝香・牛黄・人参・甘草・遠志・膻蜜といった北中国・満州・朝鮮産の薬物もある。これらの薬物は、宋代に高麗から積みだされる物産中にそのままいだされるから、新羅に産した薬物とみるべきであろう。^⑦ 大黄は、中国とその周辺の各地に産するので、どこの産とは推定しにくい。^⑧ なお書紀には、朱鳥元年の新羅使節が「薬物」を献じた記事がある。

顔料 持統元年の新羅使節貢上品に「彩色」があるから（書紀）、顔料・染料についても舶載品が珍重されたい。買物解にみえる顔料のうち、同黄・烟子はインドシナ・インド方面にしか産せず、朱沙は我国にも産するが、唐の辰州・越州・巴州等の産物が著名であった。^⑩ 金青・白青は入手困難な顔料で、やはり渡来品に依存したと思われる。^⑫ 胡粉は、唐産の場合、文書でもその旨を注するなど、舶載品が特別に扱われている。^⑬ 同黄・烟子・朱沙が、五七件も買物解に重出するのは偶然ではなからう。なお黄丹というのは、丹即ち鉛白である。^⑭ 大安寺資材帳に丹の舶載品を「唐」と注している例がある。^⑮

染料 買物解にみえる染料は、蘇芳と紫根の二種である。^⑯ 蘇芳は一〇件を数えて全品目中でも鏡について多い。蘇芳はタイ・ビルマなどに産し、中国本土にもない植物であるから、舶載品に依存する度合は甚しかったであろう。^⑰

金属 朝鮮では、三国時代から黄金を用いた装身具・器物が少なくない。書紀にあらわれる新羅からの貢上品に金がしばしばみえ、この解にも二例をみるのは当然ともいえよう。鉄精は、本草經の陶弘景注によると鍛籠中に生じる塵の如き鉄をさし、銅器を磨くのに用いた。^⑨ 正倉院文書には鏡・磬・火炉を磨く料としてあらわれる。^⑩ 朝鮮半島は、魏志弁辰伝にもある通り、古くから良質の鉄の産地として著名であった。^⑪ 書紀には、新羅使の貢上品としても三件みえる(天武八年十月・同十年十月・持統二年二月)。鉄精の舶載は、このような良質の鉄の産出と関係があるかも知れない。

器物・調度 このなかでは鏡鑑が一件に亘って重出し、最も度数が多い。「花鏡」(15)とあるのは、現在綾鏡とよばれているものを含んだ総称で、そのいずれかはわからない。大きさは知られる限り六〇四寸のものが多く、大きなもので七・八寸である。^⑫ どのような装飾が施されていたかは記載がない。各寺の資財帳にもあげられているように、鏡には仏具・装蔽具としての用途があり、祭祀用具としての意義もあった。^⑬ しかし買物解の鏡については、貴族の購入品であるところから、大部分調度品であったと思われる。

鏡は、器物・調度の中で鏡について件数が多い。これは倭名抄(器皿部)に、

鈔羅、唐韻云、鈔羅へ沙羅二音、俗云沙不良、今案或説、新羅金梳出新羅国、後人訛新為雜、故雜羅、是説未詳^⑭ともあるように、この種の物品が新羅の特産であったことに基くとみてよいであろう。^⑮ 朱鳥元年、新羅使がもたらした献物中にも、鍍金器・金器といったものがある(書紀)。9にみえる「迺羅」は、上引の倭名抄にあらわれる「沙不羅」(サフラ)にあたると思われる。関根真隆氏は、「迺羅」はおそらく「ソウラ」と読むべきで、倭名抄のサフラに音が近いとしておられるが、^⑯ 「迺」は「匝」の異体字で、字音は「サフ」、万葉集四四三番歌では「サヒ」の音にあてられているから、迺羅はサフラと解してよい。サフラが後の佐波利であることは、先人の説の通りであろう。^⑰ 関根氏も指摘されるように、迺羅が白銅と並んで現れるのは、両者が別個の素材を示すものとして注意される。なお材質の不明な5824の鏡も、金偏に作る以上、白銅・匝羅のいずれかでできていたと考えられる。なお鏡や盤は、後述の箸・匙と共にあらわれる場合

が少なくない。食器としての用途が主であったのであろう。^②

七・鉈はいずれも匙と同じである。材質の記載のないもの、金偏につくらないものがあるが、これまた金属製であったことは推測がつく。金筋（五）も金製又は渡金の箸である。^③ 11には馬具がみえるが、書紀にも新羅使が鞍皮を献じた例がある（朱鳥元年四月紀）。

9の牙鏤算子は、4にみえる牙筭子と同種のものであろう。算の字は他にみえないが、筭の異体字には算があり、これも筭の異体字でこうがいと解してよいと思われる。牙鏤は唐六典卷二二（中尚書令条）に「鏤牙尺」とある「鏤牙」とおそろく同義で、撥鏤（はねぼり）を施したこうがいであろう。髮刺はかんざしと思われる。同じ用字は大安寺資財帳にも存する。蠅払は、原文書では一字目の旁が欠けているけれども、如意と並記されていることからみて、蠅払（払子）に相違ない。正倉院には南倉に奈良時代の実例がある。^④ 如意・蠅払は朝儀にも使用される威儀具であり、必ずしも仏具とばかりはいえないが、他に錫杖なども存するから、仏具であっても差支えはない。

花氈は花文様の氈、緋氈は文様のない緋色の氈である。□裁氈は未詳。唐製の氈も輸入された筈ではあるが、新羅の氈は当時唐朝にも名の聞こえた特産物であり、^⑤ 正倉院に新羅製の氈が現存することを考えても、買物解の氈は新羅製としてよいであろう。

併風は屏風である。屏風も朱鳥元年の新羅使献物中にみえる（書紀）。

帯二条とあるのも、単なる布製のものではなく、革帯の類かと想像される。

その他 口脂というのは口紅であって、唐で行われた燕支製のものであろう。^⑥ 大安寺資財帳に「牙口脂壺」（口紅を入れる象牙製の壺）がみえる。

木楡子は樹木の名で、また無患子ともいう。仏典には木楡子の実で念珠を作った場合の功德を説いた「木楡子経」があり、^⑦ この経は奈良時代に伝来していた。^⑧ 買物解の木楡子は、9にみえる顆数からみても念珠の料と考えるべきである。

松子は、和名「未都乃美」(十卷本和名抄卷九)。朝鮮産の松にできる実である。証類本草卷十二、松脂の項には、次のような蕭炳の四声本草の説が引かれている。

又有五葉者、一叢五葉、如釵、名五粒松、道家服食絶粒、子如巴豆、新羅往々進之

即ち五粒松という松にできる松子は、巴豆のようで、新羅が往々これを貢進したというのである。十卷本和名抄卷九、果蕨部にのせる五粒松子がこれに他ならない。なお証類本草卷二三に、新羅から産出するとみえる海松子も、これと同種のものであろう。海松子については次のような説明がある。

梅松子、味甘(中略)、生新羅、如小栗、三角、其中人香美、東夷食之当果、与中土松子不同^⑥

五葉を備えた五粒松とは、現在主として朝鮮の山地に生ずるチヨウセンゴヨウ(チヨウセンマツ)をさすと考えられる。朝鮮では今でもその実が食用として好まれているという^④。我国には、薬効もかねそなえた果実として輸入されたのであろう。宋代に高麗から宋へ出貨される物産中にもその名がみえている^⑤。

蜜汁は蜂蜜である。正史に渤海使のもたらした例がある(統紀天平十一年十二月戊辰条、三代実録貞観十四年五月十八日条)。

熟布は、おそらく良質の布であろう。書紀には新羅使が布を献じた例が少なくない(天武十年十月・朱鳥元年四月・持統二年二月)。

干皮は、何の皮か明らかでないが、書紀には新羅使が、皮(天武八年十月・同十年十月・持統二年二月)、鹿皮(天武十年十月)、虎豹皮(朱鳥元年四月)を献じた例がある。

① 産地は、山田憲太郎『東西香薬史』による。11に「安□香」とある

のも、安息香か。安息香はインド産の香料で、天平十九年法隆寺資財帳にもみえる。

なお次項に薬物としてとりあげる麝香・桂心は、香料としても用いられるが、その主用途は薬用にある(山田前掲書三三二頁)から、薬

物に分類した。

② 渡辺武「正倉院宝庫の裏衣香について」(書陵部紀要一八号、一九六六)。

③ 大日古(4)六七二頁。

④ 産地は『正倉院薬物』による。

⑤ 本草和名には、芒消が大宰より出ずとみえる。我國でも産出したのかも知れないが、大宰府への輸入物である可能性もあろう。森鹿三「正倉院薬物と種々薬帳」、清水藤太郎「正倉院薬物の史のおよび商品学的考察」(いずれも『正倉院薬物』所収)。

⑥ 宝慶四明志卷六。森克己前掲書三三四頁参照。

⑦ 真正の麝香は、中国西・南部の高地にすむジャコウシカから採取されるが、中国北部・モンゴル・シベリア・満州・北朝鮮に生息するシベリアジャコウシカ・チョウセンジャコウシカからも類似のものとれる(『正倉院薬物』一一〇頁)。真正の麝香より劣るが、買物解の麝香は、このような朝鮮産の下等品とも考えられる。

正倉院に現存する麝蜜について、渤海からの舶載品とみる見解もあるが(『正倉院薬物』)、買物解の記載から、新羅よりの舶載品である可能性も否定できない。

なお牛黄・人參・甘草については、我國でも産した徴証がある(続日本紀・延喜典藥寮式・医心方)。しかし牛黄は、奈良時代以降輸入に依存したらしく(滝川政次郎「牛黄考」、続日本紀研究八一四、一九六二)、人參も我國産のものは、真正品と異なっていた(清水藤太郎前掲論文)。

⑧ 『正倉院薬物』五〇、二六九頁参照。藤原宮跡では、(信濃国)高井郡から貢上された大黄の荷札が出土している(奈良県教育委員会『藤原宮』参照)。

⑨ 山崎一雄「正倉院絵画の技法と材質」(『正倉院の絵画』所収)。

⑩ 前田千寸「日本色彩文化史」一〇九頁。

⑪ 秋山光和氏は、正倉院文書にあらわれる顔料の価格を比較して、白青・金青・同黄・朱沙が桁はずれに高く、入手困難であったろうとされている(日本上代絵画における紫色とその顔料)、美術研究二二〇号、一九六二)。

⑫ 本草和名卷三では、空青(金青と同種)・白青について、共に「唐」と注しており、平安時代に入っても、これらは舶載品であったことが知られる。

⑬ 宝字二年東大寺政所符(大日古(4)二六三頁)、宝字四年造金堂所解(大日古(6)三〇一頁)。

⑭ 山崎一雄前掲論文。

⑮ 『寧楽遺文』三七二頁。

⑯ 蘇芳には薬効もある(『正倉院薬物』三五九頁)。

⑰ 前田千寸前掲書一二二頁、山崎一雄前掲論文。

⑱ 天武八年十月・同十年十月・朱鳥元年四月・持統二年二月。

⑲ 香取秀真「東大寺鑄鏡用度注文私解」(寧楽十二、一九二九)に、用途についての解説がみられる。

⑳ 天平六年造物所作物帳(大日古(1)五六一頁、同(2)三七頁)、宝字四年造金堂所解(大日古(6)二七四頁)。

㉑ 神功紀五年九月丙子条に、百濟が谷那鉄山の鉄を献じたことがみえる。

㉒ 大安寺資財帳では、鏡を、花鏡・円鏡・方鏡・鉄鏡・雑小鏡に分類している。同様な分類は、延喜五年観世音寺資財帳でも行われている(『平安遺文』(1)二五九頁)。

㉓ 他に「小鏡」と記すものが一例(1)ある。正倉院宝物中の鏡は径一尺からそれ以上にわたるものが多いが、唐鏡一般としては、四寸八寸のものが多い。即ちいま梅原未治『唐鏡大鑑』所収の唐鏡中、寸法の明らかなものを集計すると、四寸八寸のものが80%を占め、他のものは10%に満たない。一尺をこえるものに至ってはわずかに1%である。

㉔ 中野政樹「奈良時代の鏡―仏教と鏡―」(ミュージウム一三七号、一九六二)。

②⑨ 引用に当って、原文の割注は本文と同じ大きさとし、へくを付けて区別した。なお「雜羅」の用字の実例としては、正倉院南倉檢合子蓋の銘に、「雜羅碗壳口 長久元年十二月廿七日」云々とあるのをあげうる（奈良帝室博物館『正倉院御物目録・南倉之部、六〇丁裏』）。

③⑩ 時代は降るが、貞観十三年の安祥寺資財帳には、各種の白銅製器物が列挙されており、その中に「唐」「新羅」と輸入先を注するものがある。「新羅」とあるのは、暹子、五盛琿、閩伽蓋、塗香盤、円匙である。これらも一応新羅産としてよいと思われる（『平安遣文』(1) 一五〇頁以下）。

③⑪ 関根真隆『奈良朝食生活の研究』三一四頁。

③⑫ 狩谷椽著『箋注倭名類聚抄』巻四、器皿部。正倉院には、所謂佐波利製の碗・盤・匙が多数現存するが、これらには朝鮮の反故紙の附着しているものもあるようである（関根氏前掲書三二四頁）、舶載品の実例といえる。

③⑬ ⑧にみえる多羅は、何物をさすか不明であるけれども、或いは大安寺・法隆寺・法隆寺東院などの資財帳にみえる「多羅」であろうか。とすればこれも銅・銀の器である。ただ前後の品物が薬物であるので、この解釈にも疑問が残る。

③⑭ 関根氏前掲書。

③⑮ 倭名抄調度部厨厨具、箸の条に「唐韻云、筋、匙筋也」とある。この他安祥寺資財帳に白銅の「筋十八雙」、貞観十五年広隆寺資財帳に「金銅筋老具」がみえる（『平安遣文』(1) 一六六頁）が、「筋」は「筋」

の誤りで、同種のものと考えられる。

③⑯ この文字の読みは一応大日古に従ったが、竹冠の下は損傷のため「曰」と明確に読むことは不可能である。

③⑰ 天治本新撰字鏡卷一二。同一の字が観智院本類聚名義抄僧部上に「カウカイ」の訓を附してみえる。

③⑱ 御物図録(1)。

③⑲ 延喜大舍人寮式・内藏寮式。

③⑳ 実際には舶載されなかったが、鑑真が第二回の渡航計画の際用意した物品中に、「華髀廿四領」がある（唐大和上東征伝）。

③㉑ 杜陽雜編卷上。原田淑人「古代毛織物雑考」（『東亜古文化説苑』一九五頁）参照。

③㉒ 勝宝八歳の東大寺献物帳（国家珍宝帳）にみえる「百濟画屏風」も朝鮮よりの舶載品か。

③㉓ 原田淑人「唐代女子化粧考」（『東亜古文化研究』一〇頁）。

③㉔ 『大正新修大藏経』（切経集部(4)所収。なお管見では、宋史日本伝に木槌子で作った念珠がみえる。尙然が宋の皇帝に献じたものである。

③㉕ 石田茂作『写経よりみたる奈良朝仏教の研究』附録、「奈良朝現在一切経疏目録」四九頁。

③㉖ 以上の考証は、狩谷椽著『箋注倭名類聚抄』巻九、果臚部、五粒松子条によるところが大きい。

③㉗ 平凡社版『世界大百科事典』、「まじ」。「ちようせんごよう」の項。③㉘ 諸蕃志卷上。

五 日羅交易の性格

買物解にあらわれる品目は、大略以上のようなものである。上にも随時ふれた通り、これらの品物は、書紀にみえる新

羅使節の貢上物とも共通する点が多い。従ってこれらは、朝貢品、交易品といたてまえの違いや量の多少を別にすると、勝宝四年の使節のみがもたらした特殊な品物ではなく、大部分我国が新羅に期待した標準的な品々であったと思われる。その意味で、買物解の内容から新羅舶載品一般を推し測ることも、ある程度許されるはずである。次に内容に関して目についた特徴をあげてみよう。その第一は、当時における日羅の交易が、新羅による唐・南海・西アジアなどの物産の仲介・転売を主としていたことである。これは交易品目の中心をなす香薬・顔料・染料などが、上述のように、多く異域からの舶載品であったことをみれば明瞭であろう。唐大和上東征伝によると、鑑真一行は、天寶二載の第二回日本渡航計画に際し、揚州で種々の品物を準備しているが、その中に、主として中国南部・南海方面産の香薬が多数含まれている。^② 新羅の使節や市舶は、唐の沿海都市を中心に集積されていたこのような香薬類やその他の財貨を本国に輸入するとともに、その一部を我国へもたらして、綿や絹等を得たのである。^③

このような仲継貿易は、欽明四年に、百済の聖明王が「扶南」（インドシナ）の財物を献じたことや、推古朝から天智朝にかけて、百済・新羅が孔雀・駱駝・鸚鵡・羊その他の鳥獸を貢上していることから判るように、朝貢という形で古くから存したようである。新羅との関係では、従来も、天武・持統朝における新羅貢上品の内容から、同様なことが類推されてはいたが、^④ 買物解によって、奈良時代の発展した様相を具体的に知ることができる。九世紀に入って明確になる新羅商人の、黄海・東シナ海における広域的な貿易活動の先蹤も、既に八世紀中頃には見出されるといえよう。周知の通り唐は、南海・西域との交渉を通じて独自の世界的な文化を形成し、その文化はまた、シナ大陸周辺の諸国に大きな影響を及ぼした。唐を中心とするこれら諸国の文物輸入に遣唐使の果たした役割はあらためて述べるまでもないが、新羅のもたらす物品の相当な部分が、上記のように評価できるならば、七世紀後半から奈良時代を通じて頻繁に行われた彼此の交通の文化的意義は、遣唐使のそれに比肩するものとして、今更ながら注目し値する。

第二に注意しておきたいのは、上にみたような転売品にまじって、数種の薬物・松子・佐波利製の鏡・盤や氈といった、

新羅の特産品が含まれる点である。正倉院の宝物中にも、「新羅武家上墨」「新羅楊家上墨」の銘がある墨をはじめとして、前記の「念物」の墨書を伴う花氈・色氈、新羅文書の反故を裏貼や包紙に使用した経帙・佐波利製鏡^⑤、種々葉帳所見の新羅羊脂など、確実に新羅からの舶載とみなしうる品物が少なくない。明確には指摘できないものの存在を考慮すれば、奈良時代の文化に及んだ新羅文化の影響は、物質面に限っても、やはり等閑視できないものがあるといわねばならない。買物解には種々の美術工芸品が含まれているが、この問題は、それらの製作地にも関係してくる。今日では一般に、当代の工芸品を唐製品と国産品の二つに区分して論ずることが多い。しかし上記の事情からみて、これでは新羅の製品をそのいずれかに解消してしまうおそれがある。新羅の遺品が乏しい今日、考察にも自ら限度はあるが、それだけにまた新羅の工芸品・物産の存在は、常に考慮される必要がある。

なお付加えれば、買物解の品物は、一般に軽量でかさが低く、しかも香料・薬物・彩色料のように少量で高価なものや、奢侈品が多い。舶載品として当然のことながら、新羅側の商業的意図をみるべきであろう。

このように買物解は、奈良時代における日羅間の交易と輸入文物を考える上に重要な示唆を与えてくれるが、これによって購入者である当時の貴族の生活の一端が知られることも見逃すことができない。口脂や笄子・髮刺・鏡鑑類は、上流婦女の間に、唐代の風俗画や鳥毛立女屏風にみるような唐風の化粧・結髪が流行していたことを如実に物語る。香料や香炉は、賦香・焚香・防虫を目的とする香の消費が少なくなかったことを示している^⑩。万葉集には、天平十八年正月、左大臣橘諸兄以下諸王臣が元正太上天皇の御在所へ参入して、各々雪を題材とする歌を詠進した時、諸兄が入唐判官の経歴のある秦朝元に対し、歌をつくることができなければ、麝香を以て贖えとからかった話がみえる^⑪。これなどは異国の香薬に対する貴族の関心をよく示した挿話である。顔料・染料の類も、貴顕の調度・器物・服飾などをかざる原材料であったことは想像に難くない。総じて買物の内容は、聖武天皇遺愛の品として東大寺に施入された器物・調度・香薬類とも共通するところが多い。質・量に差があるとはいえ、当時の皇室と貴族の生活文化は、共通の圈内にあったとみて差支えはな

いであろう。

① この点渤海のもたらす品々が、ほとんどすべて渤海産であったとみられるのとは撰を異にしている。秋山謙蔵『日支交渉史研究』二二〇頁、森克己前掲書二〇頁参照。

② 品名をあげると、麝香・沈香・甘松香・竜腦香・安息香・零陵香・青木香・薰陸香・畢鉢・訶黎勒・蜂蜜。唐代の揚州が薬物の集散地であったことについては、森鹿三前掲論文参照。

③ 従って香薬については、遣唐使などを通じて直接我国へ輸入した例を指摘できる。類聚国史大同二年正月丙辰、続日本後紀承和六年八月甲戌、三代実録貞観十六年六月十七日の各条参照。なお貞観十六年の記事にいう「唐家」は唐を意味する（桑原隨藏「支那人を指すタウガス又はタムガジといふ称呼に就いて」、『東洋文明史論叢』所収）。また鏡についても、遣唐使の将来したとみるべき例が存する。続日本紀慶雲元年十一月庚寅条に、窆子錦とならんで伊勢神宮にさざげられた鳳凰鏡がそれであって、これはその前月に拝朝した粟田真人一行のもたらした唐物の一部であろう。遣唐使のもちかえった唐物を神宮や山陵に進める例は、続紀延暦二四年七月癸巳、続後紀承和六年十月辛酉の各条にみえる。

④ 書紀欽明四年九月、推古六年八月朔、同七年九月朔、大化三年是歳、

六 お わ り に

鳥毛立女屏風の下貼文書は、早くより不完全ながらその一部が公表され、本屏風の製作地と年代を論ずる基準の一つとされてきたが、『大日本古文書』にも収められなかったためか、ほとんど史家の注意するところとならなかった。しかし正倉院・尊経閣文庫に分蔵される同じく下貼から出た文書を総合すれば、屏風の製作事情については、内匠寮・画工司に

齊明三年是歳条。孔雀・駱駝については、秋山謙蔵前掲書一五九頁に言及がある。

一天智十年十月是月条には、天皇が象牙・沈水香・旃檀香その他を法興寺に献じたことがみえるが、これらも南海方面から仲継・船載されたものであろう。

⑤ 森克己「古代後期の政治と外交」(『新日本史講座』所収)、同「遣唐使と新羅・渤海との関係」(史淵四八、一九五二)。

⑥ 入唐求法巡礼行記(特に卷三)。有名な張宝高が、唐貨を日本へ転販しようとしていたことは、続後紀承和九年正月乙巳条の「宝高存日、為買唐國貨物、以繩付贈、可報獲物、其數不勘」云々の記事から窺われる。

⑦ 御物図録(6)

⑧ 野村忠夫「正倉院より発見された新羅の民政文書について」(史学雑誌六一―四、一九五三)。

⑨ 四―注⑧参照。

⑩ 錫杖・水瓶などの仏具の存在を考慮すれば、香料の一部が、貴族の私第などにおける仏事に使用された可能性も考えられる。

⑪ 万葉集卷十七、三九二―二六番歌左註。

よる製作といった見通しが得られ、一方文書の内容からは、日羅間の交易と唐日羅三国に亘る物資交流の一面が具体的に知られる。本稿ではこれらの点について及ぶかぎり検討を加えてみた。しかし正倉院の実物が精査せられたならば、それによって補訂せられるべき事実も存するであろうし、もとよりまた筆者の不敏・臆断よりする誤りも少なくないであろう。識者の御叱正をお願いしたいと思う。

(昭和四十九年九月稿)

鳥毛立女屏風下貼文書釈文

(備考)

- 一、配列は日付順とし、年月未詳の分は末尾に付けた。
- 二、釈読は、正倉院事務所・前田育徳会尊経閣文庫頒布の焼付写真ならびに尊経閣文庫蔵の実物によって行ない、必要に応じて『正倉院古文書目録』の読みを参照した。細部において『大日本古文書』の読みを改めたところがある。
- 三、『大日本古文書』には、現在全く欠損している部分の読みを掲げている場合がある。それらは破損進行前の状態によるものと考えられるから、() 付で掲げておいた。
- 四、欠損しているが前後から推定可能な文字は、「息」のように「」付で掲げた。
- 五、11の文書は、写真と『正倉院古文書目録』の按文を参照し、新たに断簡を接続し直して掲げた。
- 六、異体字は通行の字に改めた。また『大日本古文書』の巻頁は、(2)四四の如く、尊経閣古文書纂三は尊と、夫々略称した。

「

」

金 蘇芳 小鏡

合三種

直物 綿六百十斤

天平勝宝四年六月十五日知家事資人大初位上栗前首□□

（統修後集43、29四四、四版三）

合卷拾陸種

併風（追筆）「具

鏡「二面」
七寸已上
五寸已下

金鏡「二具

麝香「一」
芥

朱沙

香炉「二具

密拔

呵茉莉

薰陸

衣香

丁字

枕香

桂心

青木香

人參

蘇芳

價綿老伯捌（斤之）□□此中黑綿貳拾斤

天平勝宝四年六月十五日右大舍人大初位上中臣伊勢連老人

（尊、29四五）

（統修後集43）

3 □□ 平勝宝四年六月十五日

4

合玖種

丁香（追筆少）「直七斤」

薰衣香「直七斤」

青木香「直三斤」

薰陸香「直□□

牛黄「直二斤」

蘇芳「直五十斤」

五六寸鏡「直廿斤」

牙梳「直三斤」

牙笄子「直二斤」

以前物等價綿（追筆少）「壹伯斤」

天平勝宝四年六月十六日

(続修後集43、(3)五七九・(四四五)

5

從四位下小槻山君広虫解 申心念物賈事

合(改)種

直絹(稀參拾)匹

(糸老倍)斤

綿參伯斤

鉢式口

大盤式口

小口

鏡

金筋肆枚



以前念物并価等 頭注如件謹解

天平勝宝四年六月十七日

(尊、(四七七)

(尊、(四七八)

6

天平勝宝四年六月十七日事業從七位上置始連(自署)「五百足」

7

念物五六寸鏡

丁香

華撥

木穗子



如意



蘇芳

紫根

直綿式伯屯

右件念物并直數如前以解

天平勝宝四年六月廿日

(尊、四八)

〔合価繩カ〕〔匹カ〕 糸百斤綿百五十口

〔ママ〕 鹿射香五口 沈香五斤 薰陸五斤 丁香口

〔劑カ〕 青木香五斤 薑香五斤 蘇芳廿斤 靴氈口

口 鏡十二具 白銅火炉一口 小髮刺一具 呵藜勒卅口

太黄二斤 人參十斤 甘草四斤 石二斤

蜜汁五升 桂心一斤 多良四 宍縦容

遠志一斤

合廿一種

天平勝宝四年六月廿一日 左大舍人犬口 〔養カ〕 小足

(続修後集43、(3)五七九)

合式拾參種

鏡 参面 径六寸巳下 五寸巳上

白銅五重鏡式帖 口径五寸巳下

〔通カ〕 口 羅盤伍 口径五六寸

通羅五重鏡参帖 口径五寸巳下

白銅盤老拾伍 口径五六寸

白銅匙箸式具

白銅香炉壹具

白銅錫杖壹箇

黄金伍兩

麝香參臍

朱沙壹斤

同黄壹斤

薰陸壹拾伍斤

人參肆斤

呵梨勒貳伯顆

松子壹斛伍斗

木樨子壹仟貳伯玖拾陸顆

蜜汁貳〔餅之〕

牙鏤梳壹拾箇

牙鏤簞子貳拾〔箇之〕

口脂壹箇長一尺

鉄精壹斤

蘇芳貳伯肆拾斤

儲餽物綿伍伯斤

糸參拾斤

以前可買新羅物并儲餽等如前謹解

天平勝宝四年六月廿三日

10

合老拾肆種

鏡五疊五重

鍮石香炉〔參〕

鏡〔物〕

丁字香〔小之〕

麝香

蘇芳

呵梨〔物〕

丁字香

帶二条

烟子

朱沙

銅黄

(尊、四八)

鉈箸二具 雜香

価直物 絹袴拾參匹一匹白 糸袴伯式拾斤 綿袴伯□

拾斤

以前応買物色并価直物等数申送如件以（解）
□

天平勝宝四年（六月廿三）
□□□□日「文奉飯高嶋□」

（異筆）
「以六月廿四日勘定」

「申請応買物事」

「価物」 「拾匹 綿陸伯伍拾斤」

□
□

□
□

「拾匹」

綿陸伯伍拾斤

牙笏

沈（香）
□

丁香

青木香

董陸香

□
□

零陵香

甘松香

藿香

安（恩）
香（恩）
□

龍腦香

裏衣香

薰衣香

甘（翠）
□

桂心

大黃

人參

呵梨勒

蜜汁

朱沙

胡粉

黃丹

同黃

烟子

雌黃

畢拔

臘蜜

松子

緋氈

花氈

□裁氈

黒作鞍具

（尊、四〇、四版四）

鞆面
 勒鞆
 白銅香炉
 五重鏡大
 箸七
 五四寸鏡
 燭台
 蘇芳
 熟布

天平勝宝四年六月廿四日事業從八位上日置酒持

(統修後集43、(3)五七八・五八〇・五八一、圖版三)

念物黄金

価糸壹伯斤

綿

天平勝宝四年六月廿六日從位上行少雷吏丹比連

正六位上行家令大田臣「広人」

正六位下行從寮伊美

(屏風下貼、圖版二)

13

純十匹 糸廿斤

同黄 烟子 沈

太黄 八寸鏡 蘇芳

天平勝宝 月

散位寮

(統修後集43、(3)五八一)

14

鼓吹司正外從五位下大石
合八種 直綿四百斤

鏡五面

麝香

烟子

金青

雜香

朱沙

同黃

蘇芳

右件念物具錄

天平勝

15

同黃

同黃

右念物
右念物
価直物等申送如前

烟子

花鏡

金青

金青

(尊、四五一)

(統修後集43、図五一、図版三)

16 〓 〓

五四寸^(總)〓

〓 〓十斤 烟^(毛)〓

桂心十斤

芒消十斤

白銅水瓶一口

薰陸〓

〓

17 〓^(屏光)伊勢連大津解〓

18 〓 〓

19 〓 〓

20 〓 〓

〓^(大光)黄〓

21 〓 〓

22 〓 〓 〓 〓

23 〓^(直光)〓

24 〓 〓

25 〓 〓

(統修後集43、図四六)

(屏風下貼、図版二)

(同) 右

(同) 右

(同) 右

(統々修四七一四)

(同右、図一四五)

(統々修四七一四)

(同) 右

(同) 右

26 「論一巻

「

27 「

麻紙」

（屏風下貼、挿図）

（付記）

本稿を発表するについては、多くの方々のお世話になったが、特に尊経閣文庫の太田晶二郎・飯田瑞穂両先生には、文書の閲覧・写真の掲載に関して御高配を煩らわした上、飯田先生には有益な御教示を頂いた。ここに記して謝意を表わしたい。

（奈良国立文化財研究所・文部技官・

）

A Study of the Documents, used as the Canvas of
'*Torigedachi-Onna-Byobu*' 鳥毛立女屏風
—on the '*Kai-Shiragi-Monoge*' 買新羅物解—

by
Haruyuki Tono

To the screens '*Torigedachi-Onna-Byobu*', the documents wasted in 4 *Tempyo-Shoho* 天平勝宝 are used as their canvas. They are called the *Shosoin* 正倉院 documents, a part of which is published as '*Kaimono-Moshiukecho*' 買物申請帳 or '*Kaishiragi-Monoge*'.

These documents of the trade, I think, are originally presented to '*Okurasho*' 大藏省 or '*Kuraryo*' 内藏寮 by the nobles to import the goods brought by the envoy of *Shiragi* 新羅 in 4 *Tempyo-Shoho*. They, after having been scrapped, are sent from '*Kuraryo*' to '*Gakoshi*' 画工司 or '*Takumiryō*' 内匠寮 to use for that purpose.

According to them, the imported articles on the whole consist of the speciality in *Shiragi*, the goods of *T'ang* 唐 and that of the South Asia transported through *T'ang*; which reveals that the *Shiragis* have carried on commerce from eighth century in the East China Sea 東シナ海. We must accordingly pay much attention to the Japanese relation to *Shiragi* in view of the absorption of foreign cultures.

Capitalist Agriculture after the *Kabo-Reform* 甲午改革
in Korea

—A Case Study of *Sannam* 三南 Province—

by
Hiroshi Miyajima

In the modern Korean history the year 1894 was an epoch-making one that was marked by the *Kabo* peasant war and the *Kabo-Reform* urged by it. This article deals with the rural economics, the most important determining factor in the Korean history after the *Kabo*, by the analysis of a development of the capitalist agriculture in the *Sannam* province. This study makes use of the census, the newspapers